

市民公益活動の推進に係る施策検討部会運営要綱

(趣 旨)

第1条 福岡市市民公益活動推進審議会（以下「審議会」という。）の部会として、市民公益活動の推進に係る施策について検討するため、市民公益活動の推進に係る施策検討部会（以下「検討部会」という。）を設置し、運営に必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 検討部会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 共働の仕組みの検討に関すること
- (2) NPO活動支援基金の仕組みに関すること
- (3) その他市民公益活動の推進に必要な事項に関すること

(組 織)

第3条 検討部会は、審議会委員のうち、審議会会長が指名する委員をもって組織する。

2 前項の委員のほか、特に必要があると認めたときは、次の各号に掲げる委員を置くことができる。

- (1) 学識経験者
- (2) NPO・ボランティア関係者

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年1月31日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 検討部会に、部会長を置くものとし、委員の互選により定める。

2 部会長は、会務を総理し、検討部会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、検討部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、部会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 部会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 検討部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則としてこれを公開する。

(庶務)

第8条 検討部会の庶務は、市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課において行う。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月14日から施行する。